

前払金の使途拡大の継続に伴う建設工事請負契約書の一部改正について（お知らせ）

このたび、建設工事請負契約書について、下記のとおり改正しましたのでお知らせします。

記

1 改正した契約書

- (1) 建設工事請負契約書（建設リサイクル法非該当）
- (2) 建設工事請負契約書（建設リサイクル法対応）
- (3) 建設工事請負契約書（総合評価方式・建設リサイクル法非該当）
- (4) 建設工事請負契約書（総合評価方式・建設リサイクル法対応）

2 改正する内容

第 3 6 条（前払金の使用等）のただし書を、次のとおり変更します。

ただし、平成 2 8 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までに払出しが行われるものについては、前払金の 1 0 0 分の 2 5 を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

3 適用日

令和 2 年 4 月 1 日以降に公告、又は見積依頼を行う工事から適用します。

※令和 2 年 3 月 3 1 日以前に公告等が行われ、既に請負契約を締結している工事であって、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までに払出しが行われる前払金があるものについては、発注者と受注者間で協議の上当該請負契約を変更し、特例を適用するものとします。

※令和 2 年 3 月 3 1 日以前に公告等が行われ、契約締結前の工事については、発注者と受注予定者間で協議の上、改正後の契約書で契約を締結しても差し支えありません。

4 その他

改正後の契約書は市ホームページをご覧ください。

○書式ダウンロード（契約関連）

<http://www.city.ichihara.chiba.jp/jigyosya/kanzai/nyusatu/syosiki/download/keiyaku.html>

【問い合わせ先】

〒290-8501

市原市国分寺台中央 1 丁目 1 番地 1

市原市役所 財政部 契約検査課 契約係

TEL 0436-23-9824（直通）

Email keiyakukensa@city.ichihara.lg.jp